

令和2年第4回市会定例会 議案等提出一覧

I 一般議案	46件	
1 地方自治法第180条に基づく専決処分報告	4件	市営住宅使用料支払請求即決和解事件に係る和解についての専決処分報告 ほか3件
2 条例の一部改正	12件	横浜市手数料条例の一部改正 ほか11件
3 埋立地の確認等	2件	中区南本牧4番の1等地先公有水面埋立地の確認 ほか1件
4 道路の認定廃止	1件	末吉橋第315号線等市道路線の認定及び廃止
5 財産の取得等	11件	
(1) 財産の取得	10件	港北区民文化センター（仮称）用建物の取得 ほか9件
(2) 財産の取得の変更	1件	瀬谷区民文化センター（仮称）用建物の取得の変更
6 損害賠償額の決定	1件	消防訓練塔の設置及び管理のかしによる事故についての損害賠償額の決定
7 指定管理者の指定	10件	地区センターの指定管理者の指定 ほか9件
8 公共施設等運営権の設定	1件	みなとみらい公共駐車場の公共施設等運営権の設定
9 その他	1件	当せん金付証票発売の限度額
10 契約の締結	3件	都田地区センター（仮称）及び都田地域ケアプラザ（仮称）新築工事（建築工事）請負契約の締結 ほか2件
II 予算議案	1件	
1 補正予算	1件	令和2年度横浜市一般会計補正予算（第4号）
合計	47件	

令和2年11月27日発送

令和2年12月4日提出

お問合せ先

(一般議案について) 総務局総務課長	田中 敦	Tel 045-671-2046
(予算議案について) 財政局財政課長	白木 健介	Tel 045-671-2230

I 一般議案

件名	概要									
1 地方自治法第180条に基づく専決処分報告（4件）										
市報第17号 市営住宅使用料支払請求即決和解事件に係る和解についての専決処分報告	市営住宅使用料の滞納に係る和解 和解の成立 件数:17件 総額:約2,956千円 平均:約174千円/件									
市報第18号 自動車事故等についての損害賠償額の決定の専決処分報告	法律上本市の義務に属する損害賠償額の決定 <table border="1"> <tr> <td>こども青少年局 1件</td> <td>資源循環局 16件</td> <td>都市整備局 1件</td> </tr> <tr> <td>道路局 4件</td> <td>消防局 8件</td> <td>鶴見区 1件</td> </tr> <tr> <td>旭区 2件</td> <td>緑区 1件</td> <td></td> </tr> </table> 合計:34件 総額:約5,221千円 平均:約154千円/件	こども青少年局 1件	資源循環局 16件	都市整備局 1件	道路局 4件	消防局 8件	鶴見区 1件	旭区 2件	緑区 1件	
こども青少年局 1件	資源循環局 16件	都市整備局 1件								
道路局 4件	消防局 8件	鶴見区 1件								
旭区 2件	緑区 1件									
市報第19号 変更契約の締結についての専決処分報告	契約金額の変更（3件） ※各変更契約については6頁参照									
市報第20号 横浜市手数料条例の一部改正についての専決処分報告	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う関係規定の整備 (内 容) 「第14条第9項」を「第14条第13項」に改める (専決年月日) 2年9月25日									
2 条例の一部改正（12件）										
市第57号議案 横浜市手数料条例の一部改正	(内 容) ①食品衛生法及び食品衛生法施行令の一部改正に伴い、営業許可申請手数料の規定を整備する ②農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の制定に伴い、適合施設認定申請手数料を定める ③と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく検査に係る手数料の削除 等 (施行日) 公布の日 等 (関係議案) 市第60号議案									
市第58号議案 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部改正	市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等の改正 (内 容) 指定特定非営利活動法人として指定するための基準から認定特定非営利活動法人でないこととの基準を廃止する 等 (施行日) 公布の日									
市第59号議案 横浜市公会堂条例の一部改正	港南区総合庁舎整備事業により整備する港南公会堂の会議室の面積増に伴い、会議室の利用料金を改定する (内 容) ①平日:1日につき2,500円→3,100円 ②日曜日、土曜日及び休日:1日につき3,000円→3,720円 等 (施行日) 規則で定める日									
市第60号議案 横浜市食肉衛生検査所条例の一部改正	と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく検査に係る手数料の納付に関する規定の整備 (内 容) 手数料を後納とする 等 (施行日) 公布の日 (関係議案) 市第57号議案									
市第61号議案 横浜市下水道条例の一部改正	一般下水道の土地占用料の改定 (内 容) 第一種電柱 1本につき3,000円→3,100円/年 通路 幅員が2.5メートル以下のもの 1㎡につき 250円→260円/年 等 (施行日) 3年4月1日 (関係議案) 市第62号議案・市第64号議案・市第65号議案・市第66号議案									

市第 62 号議案 横浜市公園条例の一部改正	公園の占用に係る使用料の改定及び指定管理者に管理を行わせる公園の追加 (内 容) ①使用料の改定：第一種電柱 1本につき 3,000円 → 3,100円/年 第三種電柱 1本につき 6,300円 → 6,400円/年 等 ②指定管理者に管理を行わせる公園の追加：金沢八景権現山公園（金沢区） (施 行 日) 3年4月1日 等 (関係議案) 市第61号議案・市第64号議案・市第65号議案・市第66号議案
市第 63 号議案 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正	地区計画の都市計画変更に伴う建築物等の制限の変更 (内 容) 北仲通北再開発等促進地区地区計画の都市計画変更に伴い、地区整備計画区域内における建築物の敷地等の制限を定める (施行日) 公布の日
市第 64 号議案 横浜市道路占用料条例の一部改正	道路占用料の改定 (内 容) 第一種電柱 1本につき 3,000円 → 3,100円/年 看 板 1㎡につき12,000円 → 14,000円/年 等 (施 行 日) 3年4月1日 (関係議案) 市第61号議案・市第62号議案・市第65号議案・市第66号議案
市第 65 号議案 横浜市河川占用料条例の一部改正	河川の土地占用料の改定 (内 容) 一般下水道の土地占用料と同様の改定 (施 行 日) 3年4月1日 (関係議案) 市第61号議案・市第62号議案・市第64号議案・市第66号議案
市第 66 号議案 横浜市港湾施設条例の一部改正	港湾施設占用料の改定 (内 容) 第一種電柱 1本につき 3,000円 → 3,100円/年 第一種電話柱 1本につき 2,700円 → 2,800円/年 等 (施 行 日) 3年4月1日 (関係議案) 市第61号議案・市第62号議案・市第64号議案・市第65号議案
水第 4 号議案 横浜市水道条例の一部改正	増大する水道施設の更新・耐震化に対応するための水道料金の改定 (内 容) ①平均改定率は12.0%とする ②料金体系は用途別から口径別とする 等 (施行日) 3年7月1日 等 ※7頁参照
市第 67 号議案 横浜市学校給食費の管理に関する条例の一部改正	学校給食費の改定 (内 容) 中学校及び義務教育学校後期課程において実施する給食（デリバリー型）の給食費の上限額を日額330円に定める (施行日) 3年4月1日

3 埋立地の確認等（2件）

市第 68 号議案 中区南本牧 4 番の 1 等地先公有水面埋立地の確認	本市の区域内に新たに生じた土地の確認	
	確認区域	地 積
	中区南本牧 4 番の 1 から 4 番の 3 まで、4 番の 7 及び 4 番の 8 地先公有水面埋立地	139,559.85㎡
	中区南本牧 7 番の 3、7 番の 7 及び 7 番の 8 地先公有水面埋立地	66,320.35㎡
	合計	205,880.20㎡
(関係議案) 市第69号議案		
市第 69 号議案 中区における町区域の変更	埋立地の編入に伴う町区域の変更 (町 名) 中区南本牧 (関係議案) 市第68号議案	

4 道路の認定廃止（1件）	
市第 70 号議案 末吉橋第315号線等市道路線の認定及び廃止	<p>（認 定）末吉橋第315号線など7路線</p> <p>（廃 止）六角橋第119号線など16路線</p> <p style="text-align: right;">} 合計23路線</p>
5 財産の取得等（11件）	
(1) 財産の取得（10件）	
市第 71 号議案 港北区民文化センター（仮称）用建物の取得	<p>港北区民文化センター（仮称）に充てるため、建物を買い入れる</p> <p>（所 在）港北区綱島東一丁目</p> <p>（構 造）鉄筋コンクリート造地下2階地上29階建の一部：2,998.05㎡</p> <p>（相手方）新綱島駅前地区市街地再開発組合</p> <p>（金 額）4,757,102千円（単価：約1,587千円）</p>
市第 72 号議案 金沢区釜利谷町所在土地の取得	<p>緑地（大丸山近郊緑地特別保全地区の一部）を保全するため、土地を買い入れる</p> <p>（所 在）金沢区釜利谷町字関ヶ谷奥2,233番の11 ほか</p> <p>（地 目）山林及び雑種地（地 積）29,789.02㎡</p> <p>（相手方）京浜急行電鉄株式会社</p> <p>（金 額）約241,291千円（単価：約8千円）</p>
市第 73 号議案 鶴見区ほか2区内の市立小学校用コンピュータの取得	<p>情報通信技術環境の整備を図るため、コンピュータを取得する</p> <p>（内 容）タブレット型コンピュータ 30,047台</p> <p>（金 額）約1,350,823千円（単価：約45千円）</p>
市第 74 号議案 南区ほか2区内の市立小学校用コンピュータの取得	<p>情報通信技術環境の整備を図るため、コンピュータを取得する</p> <p>（内 容）タブレット型コンピュータ 30,300台</p> <p>（金 額）約1,362,030千円（単価：約45千円）</p>
市第 75 号議案 保土ヶ谷区ほか2区内の市立小学校用コンピュータの取得	<p>情報通信技術環境の整備を図るため、コンピュータを取得する</p> <p>（内 容）タブレット型コンピュータ 30,504台</p> <p>（金 額）約1,371,872千円（単価：約45千円）</p>
市第 76 号議案 港北区及び都筑区内の市立小学校用コンピュータの取得	<p>情報通信技術環境の整備を図るため、コンピュータを取得する</p> <p>（内 容）タブレット型コンピュータ 32,352台</p> <p>（金 額）約1,455,161千円（単価：約45千円）</p>
市第 77 号議案 中区ほか3区内の市立小学校及び市立義務教育学校（前期課程）用コンピュータの取得	<p>情報通信技術環境の整備を図るため、コンピュータを取得する</p> <p>（内 容）タブレット型コンピュータ 33,929台</p> <p>（金 額）約1,525,346千円（単価：約45千円）</p>
市第 78 号議案 緑区ほか2区内の市立小学校及び市立義務教育学校（前期課程）用コンピュータの取得	<p>情報通信技術環境の整備を図るため、コンピュータを取得する</p> <p>（内 容）タブレット型コンピュータ 33,366台</p> <p>（金 額）約1,500,953千円（単価：約45千円）</p>
市第 79 号議案 鶴見区ほか9区内の市立中学校及び市立義務教育学校（後期課程）用コンピュータの取得	<p>情報通信技術環境の整備を図るため、コンピュータを取得する</p> <p>（内 容）ノート型コンピュータ 41,028台</p> <p>（金 額）約1,552,500千円（単価：約38千円）</p>
市第 80 号議案 保土ヶ谷区ほか7区内の市立中学校及び市立義務教育学校（後期課程）用コンピュータの取得	<p>情報通信技術環境の整備を図るため、コンピュータを取得する</p> <p>（内 容）ノート型コンピュータ 40,571台</p> <p>（金 額）約1,538,777千円（単価：約38千円）</p>

(2) 財産の取得の変更 (1件)

市第 81 号議案
 瀬谷区民文化センター (仮称) 用
 建物の取得の変更

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う単価及び金額の変更
 (単 価) 1,370,354円 → 1,390,480円
 (金 額) 2,167,489,160円 → 2,199,322,200円

6 損害賠償額の決定 (1件)

市第 82 号議案
 消防訓練塔の設置及び管理のかし
 による事故についての損害賠償額の
 決定

本市の義務に属する損害賠償額の決定
 (損害賠償額) 51,188,947円 (被害者) 株式会社キーサイド
 (事故概要) 令和元年 9 月 9 日頃磯子区杉田五丁目において消防訓練
 塔が台風により倒れて被害者の船舶 4 艇に接触し、これらを破損し
 た

7 指定管理者の指定 (10件)

市第 83 号議案
 地区センターの指定管理者の指定

(名 称) 中屋敷地区センター (瀬谷区中屋敷二丁目)
 (指定管理者) 株式会社清光社
 (中区山下町 1 番地)
 (指 定期間) 3 年 4 月 1 日～8 年 3 月 31 日

市第 84 号議案
 公会堂の指定管理者の指定

(名 称) 港南公会堂 (港南区港南中央通)
 (指定管理者) 株式会社清光社
 (中区山下町 1 番地)
 (指 定期間) 港南区総合庁舎整備事業により整備する港南公会堂の
 供用開始の日～8 年 3 月 31 日

市第 85 号議案
 横浜市技能文化会館の指定管理者
 の指定

(名 称) 技能文化会館 (中区万代町)
 (指定管理者) 株式会社明日葉
 (東京都港区芝 4 丁目 13 番 3 号)
 (指 定期間) 3 年 4 月 1 日～8 年 3 月 31 日

市第 86 号議案
 地域ケアプラザの指定管理者の指定

名 称 (施設所在地)	指 定 管 理 者	
	名 称	所 在 地
戸部本町地域ケアプラザ (西区戸部本町)	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地
藤棚地域ケアプラザ (西区藤棚町)	同	同
宮崎地域ケアプラザ (西区宮崎町)	社会福祉法人ハマノ愛生会	西区浅間台 6 番地

(指 定期間) 3 年 4 月 1 日～8 年 3 月 31 日

市第 87 号議案
 保護施設の指定管理者の指定

名 称 (施設所在地)	指 定 管 理 者	
	名 称	所 在 地
浦舟園 (南区浦舟町)	社会福祉法人神奈川県匡済会	泉区和泉町 6, 181 番地の 2
中央浩生館 (南区中村町)	社会福祉法人横浜市社会事業協会	泉区下飯田町 355 番地

(指 定期間) 3 年 4 月 1 日～8 年 3 月 31 日

市第 88 号議案 横浜市寿生活館の指定管理者の指定	(名 称) 寿生活館 (中区寿町) (指定管理者) 公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会 (中區寿町4丁目14番地) (指 定期間) 3年4月1日～8年3月31日
市第 89 号議案 横浜市生活自立支援施設はまかぜの指定管理者の指定	(名 称) 生活自立支援施設はまかぜ (中区寿町) (指定管理者) 社会福祉法人神奈川県国済会 (泉区和泉町6, 181番地の2) (指 定期間) 3年4月1日～8年3月31日
市第 90 号議案 横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆの指定管理者の指定	(名 称) 高齢者保養研修施設ふれーゆ (鶴見区末広町) (指定管理者) ふれーゆコミュニティーサポート 代表者 ナイスコミュニティー株式会社 (鶴見区鶴見中央三丁目2番13号) (指 定期間) 3年4月1日～8年3月31日
市第 91 号議案 横浜市スポーツ医科学センターの指定管理者の指定	(名 称) スポーツ医科学センター (港北区小机町) (指定管理者) 公益財団法人横浜市スポーツ協会 (中區尾上町6丁目81番地) (指 定期間) 3年4月1日～8年3月31日
市第 92 号議案 横浜市総合保健医療センターの指定管理者の指定	(名 称) 総合保健医療センター (港北区鳥山町) (指定管理者) 公益財団法人横浜市総合保健医療財団 (港北区鳥山町1, 735番地) (指 定期間) 3年4月1日～8年3月31日

8 公共施設等運営権の設定 (1件)

市第 93 号議案 みなとみらい公共駐車場の公共施設等運営権の設定	(名称) みなとみらい公共駐車場 (立地) 西区みなとみらい一丁目3番の1の一部 (面積) 51,051.30㎡ (運営権者) 株式会社横浜国際平和会議場 (西区みなとみらい一丁目1番1号) (運営等の内容) ①統括管理業務 ②運営業務 ③維持管理及び保全業務 (運営権の存続期間) 3年4月1日～22年3月31日 (議決根拠) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律第19条第4項
--------------------------------------	--

9 そ の 他 (1件)

市第 94 号議案 当せん金付証券発売の限度額	令和3年度における公共事業等の費用の財源に充てる当せん金付証券 (宝くじ) の発売限度額を定める (発売年度) 令和3年度 (発売限度額) 31,000,000千円 (議決根拠) 当せん金付証券法第4条第1項
----------------------------	--

10 契 約 の 締 結 (3件)

市第 95 号議案 都田地区センター (仮称) 及び都田地域ケアプラザ (仮称) 新築工事 (建築工事) 請負契約の締結	鉄骨造2階建 1棟 (工事場所) 都筑区東方町655番地の4 (契約金額) 613,800,000円 (完成期限) 4年2月28日 (契約相手) 株式会社小俣組
市第 96 号議案 資源循環局金沢工場監視制御設備改修工事請負契約の締結	監視制御装置改修工事、伝送システム改修工事 各一式 (工事場所) 金沢区幸浦二丁目7番地の1 (契約金額) 1,049,400,000円 (完成期限) 4年7月29日 (契約相手) 東芝インフラシステムズ株式会社
市第 97 号議案 緑園義務教育学校整備工事 (第2工区建築工事) 請負契約の締結	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建 1棟、既存校舎改修工事、外壁改修工事 各一式 (工事場所) 泉区緑園五丁目27番地の1 (契約金額) 1,650,000,000円 (完成期限) 4年3月18日 (契約相手) 馬淵・小雀建設共同企業体

市報第19号 変更契約の締結についての専決処分報告

専決 年月日	契約の概要（下線部が今回の変更内容）			変更理由	
	契約名	相手方	議決・専決年月日 変更前		
2.8.28	新本牧ふ頭建設工事（その10・外周護岸B-1基礎及び本体工）請負契約	若築・松浦企業建設共同企業体	<u>2.7.7議決</u> 契約金額 <u>1,056,000,000円</u> 完成期限 令和3年9月15日	変更後 契約金額 <u>1,057,939,300円</u> 完成期限 令和3年9月15日	公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置により新単価を適用するため
2.10.2	横浜みなとみらいホール改修工事（建築工事）請負契約	鹿島・NB・石井建設共同企業体	<u>2.9.16議決</u> 契約金額 <u>3,286,800,000円</u> 完成期限 令和4年7月29日	契約金額 <u>3,292,300,000円</u> 完成期限 令和4年7月29日	同
2.10.5	横浜中央卸売市場食肉市場電力供給設備改修工事（電気設備工事）請負契約	新興・三沢建設共同企業体	<u>元.7.17専決</u> 契約金額 <u>998,800,000円</u> 完成期限 令和3年3月31日 <u>元.6.4議決</u> 契約金額 967,680,000円 完成期限 令和3年3月31日	契約金額 <u>1,046,100,000円</u> 完成期限 令和3年3月31日	電力の負荷容量を変更し、受変電設備の仕様を見直す等のため

水第4号議案 横浜市水道条例の一部改正

1 趣旨

平成13年度の料金改定以降、水道料金の減収が続き、水道局では民間委託などの業務効率化や職員数の削減などを図って対応してまいりました。水道施設の老朽化が進む中、更新・耐震化を着実に進め、将来に向け水道事業を持続可能なものとするため、水道料金等の改定を行うこととし、横浜市水道条例の一部を改正します。

料金改定実施時期 令和3年7月 ※ 継続利用のお客さまは9月検針分から新料金となります。
 料金算定期間 令和3年9月～令和6年3月
 平均改定率 12.0%
 総括原価 1,830億円

2 水道料金改定（案）

(1) 水道料金体系

ア 料金体系の主な変更点

変更項目	現行の料金体系	新料金体系	内容
基本料金	一律790円	口径別料金	メーターの口径に応じた基本料金とします。
従量料金	用途別	口径別料金	メーターの口径に応じた従量料金とします。
基本水量	1か月につき8m ³	廃止	基本料金と従量料金（使用した水量分）をお支払いいただく体系とします。
最低使用水量	口径25mm以下 8m ³ 口径40mm～100mm 50m ³ 口径150mm以上 100m ³	廃止	口径別への移行や基本水量の廃止に伴い、最低使用水量を廃止します。

イ 基本料金及び従量料金の単価設定

(ア) 一般用（旧家事用・旧業務用）の改定率

- 口径13mm～25mm（全給水戸数の99%）の改定率は、1か月当たりの平均使用水量における改定率を10.7%～11.9%とし、その他の使用水量においても平均改定率の12.0%を下回るようにします。
- 口径40mm以上（全給水戸数の1%）の改定率は、口径13mm～25mmに配慮したことにより、平均改定率を超える改定となりますが、1か月当たりの平均使用水量における改定率を13.0%～13.9%とするとともに、その他の使用水量においてもできる限りの平準化を図ります。

(イ) 公衆浴場用の改定率

できる限り負担増とならないよう設定し、1か月当たり一律92円の増額とします。

ウ 新料金表（税抜・1か月当たり）

用途及びメーターの口径	基本料金	従量料金（1m ³ につき）								
		1～8m ³	9～10m ³	11～20m ³	21～30m ³	31～50m ³	51～100m ³	101～300m ³	301～1000m ³	1001m ³ ～
一般用	13mm	840円	4円	48円	177円	253円	301円	327円	358円	413円
	20mm	845円								
	25mm	850円								
	40mm	10,150円	25円		329円	364円	419円	463円		
	50mm	10,500円	20円							
	75mm	10,900円	15円							
	100mm	12,000円	10円							
	150mm	30,000円	30円			20円	42円			
	200mm	42,000円	20円							
	250mm	52,000円	10円							
公衆浴場用	850円	4円	42円							

【参考】現行の料金表（税抜・1か月当たり）

用途区分	基本料金	従量料金（1㎡につき）							
		0～ 8㎡	9～ 10㎡	11～ 20㎡	21～ 30㎡	31～ 50㎡	51～ 100㎡	101～ 300㎡	301～ 1000㎡
家事用	790円	43円	158円	226円	269円	293円	320円	320円	320円
業務用							369円	409円	
公衆浴場用		42円							

口径	最低使用水量
40mm～100mm	50㎡
150mm以上	100㎡

最低使用水量適用時の支払額	
50㎡	10,096円
100㎡	24,746円

エ 1か月当たりの平均使用水量における改定率（税抜）

	給水戸数		平均使用水量における改定率				
	【1か月】		平均使用水量	現行料金	新料金	増加額	改定率
	戸数（戸）	構成比					
13mm	218,019	11.91%	11㎡	1,034円	1,145円	+111円	10.7%
20mm	1,500,705	81.95%	15㎡	1,666円	1,858円	+192円	11.5%
25mm	100,563	5.49%	17㎡	1,982円	2,217円	+235円	11.9%
40mm	7,056	0.39%	150㎡	40,746円	46,050円	+5,304円	13.0%
50mm	3,390	0.18%	408㎡	128,598円	146,002円	+17,404円	13.5%
75mm	964	0.05%	795㎡	271,401円	308,305円	+36,904円	13.6%
100mm	293	0.02%	1,658㎡	616,168円	699,704円	+83,536円	13.6%
150mm	177	0.01%	3,400㎡	1,328,646円	1,510,300円	+181,654円	13.7%
200mm	63	0.00%	7,778㎡	3,119,248円	3,548,314円	+429,066円	13.8%
250mm	6	0.00%	8,993㎡	3,616,183円	4,119,859円	+503,676円	13.9%
公衆浴場用	62	0.00%	906㎡	38,506円	38,598円	+92円	0.2%

【計算例】口径40mm、
使用水量50㎡の場合

現行料金 10,096円

↓

新料金 11,400円

基本料金 10,150円

+従量料金 1,250円※

※ 25円×50㎡

改定額 1,304円

改定率 12.9%

(2) 福祉減免制度

料金改定後も従来のとおり基本料金を減免する制度として継続します（口径40mm以上の減免対象者については、口径25mmの基本料金を上限として減免します）。

ただし、基本水量（8㎡）の廃止に伴い、1～8㎡の従量料金については減免の対象外とします。

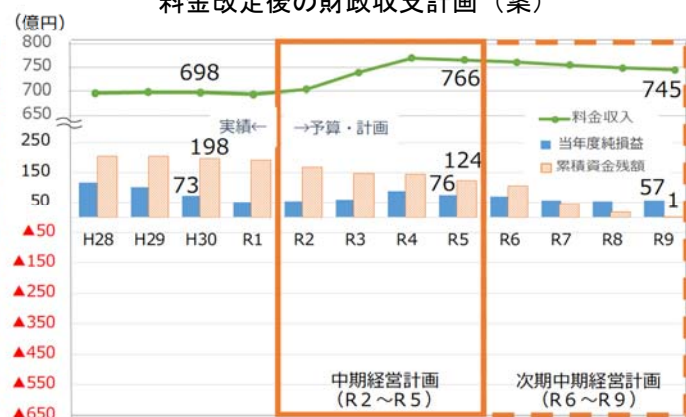
3 料金改定実施後の財政収支計画

平均改定率12.0%の料金改定を行った場合、中期経営計画の最終年度の令和5年度末には、累積資金残額は124億円まで改善する見込みです。また、次期中期経営計画の最終年度である令和9年度末の累積資金残額は、必要な施設整備を行った上で、1億円確保できる見込みです。

料金改定前の財政収支計画（案）



料金改定後の財政収支計画（案）



4 その他

今回の料金改定に合わせて、水道法施行令の一部改正に伴う改正など所要の改正を行います。

5 施行日

令和3年7月1日（ただし、第9条第1項、第37条第2項及び第38条の規定については公布の日）

Ⅱ 予算議案

件名	概要
1 補正予算(1件)	
市第98号議案 令和2年度横浜市一般会計補正 予算(第4号)	歳入歳出予算補正 補正額 2,914,936千円 ほか債務負担行為補正、市債補正

令和2年度 12 月補正予算案の概要

横浜市では、新型コロナウイルス感染症への追加対応として、第四弾となる「暮らし・経済対策」をまとめました。

【「暮らし・経済対策（12月補正）」の2つの柱】

1. 市民と医療を守る：感染拡大防止策と医療提供体制の強化
2. 横浜経済と市民生活を守る：経済再生に向けた企業活動の支援や困難な状況にある方々への支援の強化

12月補正予算案では、上記対策の遂行に向けた歳入歳出予算補正を追加するとともに、小中学校整備事業における事業進捗に伴う減額補正等を実施します。

【歳入歳出予算補正】

一般会計 30 事業 2,915 百万円

【債務負担行為補正】

予算外義務負担の変更 1 件（一般会計 1 件）

※各項目で四捨五入等を行っているため、合計が一致しない場合があります。

1. 一般会計歳入歳出予算補正

(1) 暮らし・経済対策補正 29 事業 3,052 百万円

ア 市民と医療を守る 6 事業 1,107 百万円

(ア) 休日夜間診療体制整備事業（感染症・食中毒対策事業）**【新規】** 134 百万円〔一般財源〕

休日急患診療所及び夜間急病センターにおいて、感染症の疑いがある発熱患者の診療・検査体制を整備します。

◆実施概要

①休日急患診療所

- ・開始日：準備が整い次第、順次開始
- ・対応日：年末年始を含めた日曜・祝日
- ・運営事業者：各区医師会

②夜間急病センター

- ・開始日：準備が整い次第、順次開始
- ・対応日：年末年始を含めた夜間（20～24 時）
- ・運営事業者：市医師会

◆補正内容

休日夜間における診療・検査体制強化にかかる事業費を補正

(イ) 感染症コールセンター等設置・運営事業【拡充】

193 百万円〔県費〕

発熱患者が増加する冬期を迎えるにあたり、感染拡大防止及び市民の不安軽減を図るため、「新型コロナウイルス感染症コールセンター」及び「新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター（※）」の体制を強化します。

- ※ 新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター
新型コロナウイルスの流行地域からの帰国者や感染症患者との接触歴のある方等からの相談を受け付け、感染症の疑いに該当する方を医療機関につなぎます。

◆実施概要

- ・強化内容：感染症コールセンターの 24 時間対応化（現在 午前 9 時～午後 9 時）
両センターの回線数の増強（現在：40 回線、変更後：最大 80 回線）

◆補正内容

コールセンター等の運営にかかる委託料を追加補正

(ウ) クラスタ予防対策強化事業【拡充】

424 百万円〔国費 172 一般財源 253〕

クラスタの発生防止、早期収束を図るため、同一集団において感染者が複数発生した場合等、現地にて PCR 検査を行うクラスタ予防・対策チームの体制を強化します。

あわせて、クラスタ発生時、陽性者の健康観察や濃厚接触者の特定などが、より迅速に行えるよう看護職員等を増員します。

◆実施概要

- ・検査体制強化：クラスタ予防・対策チーム（Y-AEIT）（※）が実施している PCR 検査の検体採取等を民間事業者にも委託することにより、検査対象の増加に対応

採取検体数：最大 6,000 検体／月

※医療機関や高齢者施設等で施設内感染が確認された際、早期に立入調査し、感染経路の究明、感染拡大防止のための指導等を行う。医師、保健師、保健所職員等で構成。

- ・職員体制強化：人材派遣を活用し、看護職及び事務職を区局に 60 名程度配置

◆補正内容

クラスタ予防対策にかかる事業費を追加補正

(エ) 簡易検体採取体制強化事業（PCR検査強化事業）

234 百万円〔国費 71 県費 92 一般財源 71〕

発熱患者が増加する冬期を迎えるにあたり、検査対象者の増加に対応するため、簡易検体採取所の検査体制を強化します。

◆実施概要

- ・運営事業者：市医師会（委託）
- ・実施件数：4,344 件（10 月 31 日時点）→ 11,520 件（7 月～令和 3 年 3 月）
- ・対象者：検査が必要と判断された次の患者のうち、自身又は家族等が自家用車等を運転し、簡易検体採取所まで来ることができる方
 - ア 医師が診察した結果、感染が疑われる方
 - イ 帰国者・接触者相談センター又は区に相談された方のうち、感染が疑われる方

◆補正内容

簡易検体採取の体制強化にかかる事業費を追加補正

(オ) 保育施設再開等支援事業【新規】

11 百万円〔一般財源〕

感染者が発生して休園した保育施設が、再開に向けて、職員の負担軽減を図りつつ、保護者の安心を確保するため、施設の全館消毒等に係る経費や休園中の代替保育の利用料を補助します。

◆実施概要

- ・対象者：①感染者が発生して休園した保育所等（10 施設程度）
②休園施設の利用者のうち、やむを得ず代替保育を利用した者（30 人程度）
- ・対象経費：①保健所の指導を踏まえて実施する施設の消毒や再発防止策など施設再開に向けて必要となった経費
②休園中の民間の代替保育（ベビーシッター等）の利用料
- ・補助率・上限：① 3/4・750 千円/施設
② 10/10・40 千円/人日

◆補正内容

感染者が発生して休園した保育施設の再開等を支援する補助金を補正

(カ) 高齢者施設新規入所者PCR検査費等助成事業【新規】

111 百万円〔国費 55 一般財源 56〕

高齢者施設内での感染拡大や重症化を防止するため、特別養護老人ホーム等に新規に入所する 65 歳以上の方を対象に、本人の希望により PCR 検査等を行う場合、検査費用を助成します。

◆実施概要

- ・対象者：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、介護付有料老人ホーム（特定施設）等（ショートステイを含む）へ新規に入所する 65 歳以上の方のうち、検査を希望する方
- ・助成対象：検査費用（2 万円程度・1 回のみ）

◆補正内容

検査費助成にかかる扶助費を補正

イ 横浜経済と市民生活を守る

23 事業 1,945 百万円

(ア) 市内観光・MICE 復興支援事業

200 百万円〔一般財源〕

助成付き日帰り旅行商品の企画・販売や宿泊旅行商品へのクーポン付与による、横浜への旅行需要喚起を継続し、引き続き、市内観光・MICE 事業者を支援するため、補助金を追加します。

◆実施概要

①着地型旅行商品の販売

助成付き日帰り旅行商品の販売により、比較的閑散期である冬季に日帰り旅行客を市内に呼び込み、集客を促進します。

- ・実施内容：横浜の魅力を感じることができる助成付き日帰り旅行商品の販売
- ・実施手法：旅行代理店が企画・販売する旅行商品代金の一部助成（補助率：最大 1 / 2）
- ・スケジュール：12 月～令和 3 年 3 月 実施
- ・目標利用者数：1.2 万人

②市内宿泊促進プロモーション

市内宿泊商品へのクーポン付与により、旅行者・MICE 関係者の市内宿泊需要を喚起し、市内の賑わい創出や経済活性化を図ります。特に、市内に多く立地するビジネスホテルについてのプロモーションを強化し、事業者支援を促進します。

- ・実施内容：市内宿泊商品の販促キャンペーン
- ・実施手法：オンライン販売される横浜宿泊商品に価格に応じたクーポンを付与（クーポン：5,000 円、3,000 円、1,000 円のいずれか）
- ・スケジュール：12 月～令和 3 年 3 月 実施
- ・目標利用者数：2.1 万人泊

◆補正内容

市内観光・MICE の復興支援にかかる旅行商品の企画・販売に対する補助金を追加補正

(イ) 文化芸術公演等支援事業（芸術文化支援事業）【新規】

120 百万円〔一般財源〕

文化芸術公演等においては、人数等の制限が徐々に緩和されているものの、来場者数が伸び悩んでおり、採算面からも公演・展示等の開催が感染症感染拡大前の水準を大きく下回っています。こうした現状を踏まえ、文化芸術公演等の開催を支援することで、まちの賑わいや経済波及効果につなげるとともに、市内文化芸術の活性化を促すため、公演等に係る感染症対策費、会場費等を助成します。

◆実施概要

- ・対象者：文化芸術企画の主催者等
- ・対象事業：令和3年1月～3月に実施されるリアルな文化芸術活動（有料公演・展示）
- ・対象経費：感染症対策費（PCR検査費含む）、会場費等
- ・補助額：客席1,000席以上：上限50万円、1,000席未満：上限25万円
（補助率：1/2）
- ・想定件数：約320件（50万円/件：約100件、25万円/件：約220件）
- ・スケジュール：令和3年1月～ 申請受付開始、順次補助金交付

◆補正内容

文化芸術活動に対する補助金を補正

(ウ) 中小企業の「新しい生活様式」対応支援事業

230 百万円〔一般財源〕

感染防止対策など、「新しい生活様式」に対応する経費（備品購入、内装工事等）への助成について、市内中小企業からの非常に強いニーズに応えるため、補助金を追加します。

◆実施概要

- ・対象経費：「新しい生活様式」に対応するための備品購入や内装工事等にかかる経費
（市内に住所を置く事業所からの調達・購入等が条件）
- ・補助率・上限：中小企業9/10・30万円、個人事業主9/10・15万円
- ・想定件数：1,000件
- ・スケジュール：12月申請受付開始

◆補正内容

市内中小企業の「新しい生活様式」への対応にかかる補助金を追加補正

(エ) 指定管理施設運営支援事業【新規】

1,176 百万円〔一般財源〕

本市が所管する市民利用施設のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言等により、休館等の対応を行っていた指定管理施設に対する運営支援等(概ね4～5月分)を行います。

◆計上内訳

一般会計 8局：18事業

⇒詳細は、「資料2 令和2年度12月補正予算案 指定管理施設運営支援事業一覧」を参照

◆実施概要

- ・対象施設：本市指定管理施設(945施設)のうち、減収等が生じている231施設(※)
※うち、今回補正対象は220施設
- ・支援内容：本市と指定管理者とのリスク分担を踏まえ、休館要請等により生じた減収や新型コロナウイルス感染症の対策に要した費用等について支援を行います。

◆補正内容

指定管理施設の運営支援にかかる事業費を補正

(オ) 家計が急変したひとり親世帯への臨時給付金給付事業【新規】 213 百万円〔一般財源〕

所得制限限度額を超えている等の理由で児童扶養手当を受給していないひとり親世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大きく減少し、家計が急変した世帯を支援するため、本市独自で臨時給付金を給付します。

◆実施概要

- ・対象者：国制度の「ひとり親世帯臨時特別給付金」を受給した世帯のうち、児童扶養手当を受給していない世帯で、家計急変者として基本給付を申請し支給決定を受けた世帯(ただし、令和2年12月1日時点で横浜市に住所を有する世帯に限る)
- ・給付額：一世帯あたり一律10万円(1回の給付)
- ・スケジュール：令和3年1月末以降給付開始
- ・給付にかかる事務費(システム改修等)：13百万円

◆補正内容

家計が急変したひとり親世帯への臨時給付金給付にかかる事業費を補正

(カ) 女性の課題解決支援のための電話相談事業(横浜市男女共同参画推進協会補助金)【拡充】
6百万円〔一般財源〕

感染拡大の影響により、雇止め等に起因した経済不安や生活不安を抱える女性が増加していることから、男女共同参画センターの「女性としごと 応援デスク」の機能を拡充し、不安を抱えた女性を対象とした電話相談窓口を新たに設置することで、女性の課題解決を支援します。

◆実施概要

- ・対象者：コロナ下で雇用不安、経済不安、生活不安等を抱える女性
- ・実施日：週2回 午後（2回線フリーダイヤル）
- ・実施主体：(公財) 横浜市男女共同参画推進協会

◆補正内容

女性の課題解決を支援する電話相談窓口の設置・運営にかかる経費を補正

(2) その他の事業補正

1 事業

▲137百万円

ア 小中学校整備事業（小学校整備事業）

▲137百万円〔市債〕

長津田小学校における増築・改修工事の実施にあたり、プール棟及び更衣室からアスベストが検出され、撤去工事が新たに必要となりました。撤去工事の追加を含め、全体の工程を見直したことに伴い、今年度の出来高が減少するため、事業費を減額します。

※あわせて、債務負担行為の限度額を変更（「3. 債務負担行為補正」（1）ア参照）

◆補正内容

工程の見直しにより工事費を減額補正

2. 12月補正予算案で活用する一般財源

(1) 一般財源 2,470 百万円

今回の補正予算案で必要となる一般財源は、2,470 百万円です。この財源については、国から措置される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、「臨時交付金」）」の 693 百万円を充当するとともに、前年度繰越金（令和元年度一般会計決算剰余金の 1 / 2 : 2,124 百万円）の一部（1,777 百万円）を活用します。

【12月補正予算案での臨時交付金計上額 7 億円の内訳及び活用状況】

- ・国庫補助事業負担分：3 億円、地方単独事業負担分：4 億円
- ・国庫補助事業負担分については、今後、国より通知見込み

(参考 1) くらし・経済対策における臨時交付金の活用状況

補正時期	国庫補助事業負担分	地方単独事業負担分	合計
5月補正	2 億円	84 億円	86 億円
6月補正	34 億円	50 億円	85 億円
9月補正	8 億円	108 億円	116 億円
12月補正	3 億円	4 億円	7 億円
合計	47 億円	246 億円	293 億円

(参考 2) 国からの臨時交付金（地方単独事業負担分）の交付限度額通知

通知日	交付限度額
5月1日	56 億円
6月24日	189 億円
合計	246 億円

3. 債務負担行為補正（予算外義務負担行為の変更）

(1) 一般会計 1 件

ア 予算外義務負担の変更を行うもの

事 項	期 間	限度額	
		変更前	変更後
小中学校増築工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 3 年度	変更前	770 百万円
		変更後	1,100 百万円

【変更理由】

長津田小学校の増築・改修工事について、工程の見直しによる出来高の増加や付帯工事をあわせて実施する必要が生じたことなどに伴い、予算外義務負担の限度額を変更します。

<添付資料>

- 資料 1 令和 2 年度 12 月補正予算案について《総括表》
- 資料 2 令和 2 年度 12 月補正予算案 指定管理施設運営支援事業一覧

令和2年度12月補正予算案について 《総括表》

資料 1

1 歳入歳出予算補正

一般会計

(1) 暮らし・経済対策補正

ア 市民と医療を守る ～感染拡大防止策と医療提供体制の強化～

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
こども	保育施設再開等支援事業	11	0	0	0	0	11
健福	高齢者施設新規入所者PCR検査費等助成事業	111	55	0	0	0	56
健福	休日夜間診療体制整備事業 (感染症・食中毒対策事業)	134	0	0	0	0	134
健福	簡易検体採取体制強化事業 (PCR検査強化事業)	234	71	92	0	0	71
健福	感染症コールセンター等設置・運営事業	193	0	193	0	0	0
健福	クラスター予防対策強化事業	424	172	0	0	0	253
市民と医療を守る (6事業) 小計		1,107	298	285	0	0	524

イ 横浜経済と市民生活を守る

～経済再生に向けた企業活動の支援や困難な状況にある方々への支援の強化～

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
各局	指定管理施設運営支援事業(18事業) 【資料2参照】	1,176	0	0	0	0	1,176
政策	女性の課題解決支援のための電話相談事業 (横浜市男女共同参画推進協会補助金)	6	0	0	0	0	6
文化	文化芸術公演等支援事業 (芸術文化支援事業)	120	0	0	0	0	120
文化	市内観光・MICE復興支援事業	200	0	0	0	0	200
経済	中小企業の「新しい生活様式」対応支援事業	230	0	0	0	0	230
こども	家計が急変したひとり親世帯への臨時給付金給付事業	213	0	0	0	0	213
横浜経済と市民生活を守る (23事業) 小計		1,945	0	0	0	0	1,945

(単位：百万円)

	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
暮らし・経済対策補正 (29事業) 計	3,052	298	285	0	0	2,470

(2) その他の事業補正

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
教育	小中学校整備事業 (小学校整備事業)	▲ 137	0	0	0	▲ 137	0
その他事業補正 (1事業) 小計		▲ 137	0	0	0	▲ 137	0

(単位：百万円)

		補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
一般会計(30事業) 合計		2,915	298	285	0	▲ 137	2,470

※「一般財源」欄は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(693百万円)を含んだ数値

2 債務負担行為補正

一般会計

(単位：百万円)

局名	名称・設定期間		限度額	国費	県費	その他	市債	一般財源
教育	小中学校増築工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	補正前	770	89	4	0	661	15
		補正後	1,100	89	4	0	984	22

令和2年度12月補正予算案 指定管理施設運営支援事業一覧

【一般会計】

(単位:千円)

	局名	事業名	対象施設	補正額
1	政策局	男女共同参画センター運営費	男女共同参画センター(3施設)	8,445
2	市民局	スポーツ施設管理運営事業費	横浜文化体育館、横浜国際プール、平沼記念体育館、屋内プール(4施設)、スポーツセンター(17施設)	278,720
3	市民局	地区センター等管理運営事業費	地区センター等(62施設)、公会堂(15施設)	43,403
4	文化観光局	文化施設運営事業費	区民文化センター(10施設)、横浜みなとみらいホール等(14施設)	102,529
5	文化観光局	観光施設維持管理事業費	横浜人形の家	7,722
6	経済局	技能文化会館管理運営事業費	横浜市技能文化会館	7,219
7	子ども青少年局	青少年関係施設運営事業費	横浜子ども科学館、横浜市野島青少年研修センター、横浜市青少年育成センター、横浜市青少年野外活動センター(3施設)	27,381
8	子ども青少年局	地域療育センター運営費	地域療育センター(6施設)	115,559
9	健康福祉局	福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」運営費	福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」	7,632
10	健康福祉局	障害者研修保養センター運営費	障害者研修保養センター横浜あゆみ荘	5,164
11	健康福祉局	リハビリテーションセンター運営費	横浜市総合リハビリテーションセンター	38,330
12	健康福祉局	障害者スポーツ文化センター運営費	障害者スポーツ文化センター横浜ラポール	1,852
13	健康福祉局	高齢者保養研修施設管理運営事業費	高齢者保養研修施設	15,307
14	健康福祉局	スポーツ医科学センター運営費	スポーツ医科学センター	63,894
15	健康福祉局	総合保健医療センター運営事業費	総合保健医療センター	17,763
16	環境創造局	公園・施設別管理運営事業費	公園及び公園施設(52施設)	195,807
17	環境創造局	横浜市立動物園管理運営事業費	横浜市立よこはま動物園、横浜市立金沢動物園	139,424
18	港湾局	港湾施設管理運営費	大さん橋国際客船ターミナル(2施設)、日本丸メモリアルパーク、臨港パーク関連施設(8施設)、横浜港シンボルタワー(2施設)、横浜市海づり施設等(4施設)	100,141
指定管理施設運営支援事業合計 (18事業、220施設)				1,176,292